

**【老人福祉法】 特別養護老人ホーム 入所定員増加の認可申請 必要書類**

- 認可申請書（様式第 30 号の 2）  
「特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可について（申請）」
- 施設の運営方針
- 事業計画
- 収支予算書（開設年および開設 2 年目）
- 定款、法人登記事項証明書
- 市町長の意見書（整備計画に対する意見書の写し）
- 土地に係る権利関係を明らかにすることができる書類  
※土地の登記事項証明書、賃貸借契約書、市町村の許可書等
- 公図
- 敷地および施設の位置を表示した付近見取図、建物配置図
- 施設の各階平面図
- 施設の部屋別施設一覧表（参考様式 2 - 2）  
※居室および共同生活室（食堂・機能訓練室）については内法面積、廊下幅については、手すりから手すりの内法幅を記載のこと
- 施設の設備等に係る一覧表（増床部分のみで可）（参考様式 3）
- 運営規程、重要事項説明書、契約書
- 施設・事業所の組織図（人員配置図）  
※同一敷地内の施設・事業所を含むこと
- 従業者（施設長含む）の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）  
※参考様式 1 とは別に、各従業者の勤務時間帯がわかる勤務体制表を添付のこと
- 施設長の経歴書（参考様式 1 - 2）および資格証等の写し
- 従業者の資格証等の写し（医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、ユニットリーダー研修修了証）
- 建築基準確認済証の写し  
※耐火建築物等であることが分かる部分を含む
- 消防関係届出等（消防用設備等検査済証、消防計画変更届、防火管理者選任届）
- パンフレット

※ 登記事項証明書および定款等の写しには、原本と相違ないことの証明が必要です。

※ その他必要に応じて追加書類を求める場合がありますのでご了承願います。

**【老人福祉法】 併設老人短期入所施設（事業）の変更届 必要書類**

※ 併設老人短期入所施設（事業）の居室を特別養護老人ホームの居室に変更した場合等に必要

●変更事項：建物の規模および構造ならびに設備の概要  
入所定員

□・老人居宅生活支援事業変更届（様式第 25 号の 3）

※浴室および食堂のいずれかの設備を特別養護老人ホームと共用している場合  
または

・老人デイサービスセンター等事業変更届（様式第 25 号の 6）

※浴室および食堂をショートステイ専用に行っている場合

＜以下の書類については、特別養護老人ホームの入所定員増加の認可申請と重複する場合は不要＞

□ 施設（事業所）の平面図（変更前・変更後）

□ 施設の部屋別施設一覧表（参考様式 2-2）

□ 施設の設備等に係る一覧表（変更部分のみで可）（参考様式 3）

□ 従業者（施設長含む）の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）

※参考様式 1 とは別に、各従業者の勤務時間帯がわかる勤務体制表を添付のこと

● 補助金を受けて整備した施設の用途変更（短期入所の居室を特養の居室に変更）については、変更する 2 か月前までに補助金の財産処分承認申請（または報告）が必要です。事前にご相談ください。

● 特別養護老人ホームおよび短期入所施設（事業）の入所定員等の変更については、上記の老人福祉法に基づく認可申請・届出の他に、介護保険法に基づく変更届等が必要になります。（次頁以降参照）

**【介護保険法】 介護老人福祉施設 入所定員の増加等の変更届 必要書類**

- 変更事項：
  - 施設の建物の構造、専用区画等
  - 運営規程
  - 入所者の定員

- 変更届出書（様式第3号）
- 付表13 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項
- 特別養護老人ホームの認可書等の写し
- 敷地および施設の位置を表示した付近見取図、建物配置図
- 施設の平面図（変更前、変更後）
- 施設の部屋別施設一覧表（参考様式2-2）  
※居室および共同生活室（食堂・機能訓練室）については内法面積、廊下幅については、手すりから手すりの内法幅を記載のこと
- 施設の設備等に係る一覧表（増床部分のみで可）（参考様式3）
- 運営規程（変更前、変更後）
- 施設・事業所の組織図（人員配置図）  
※同一敷地内の施設・事業所を含むこと
- 従業者（管理者含む）の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）  
※参考様式1とは別に、各従業者の勤務時間帯がわかる勤務体制表を添付のこと
- 従業者の資格証等の写し（医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、ユニットリーダー研修修了証）

**【介護保険法】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 必要書類**

- 必要に応じて提出
  - ※ 入所定員の増加により、加算の体制等に変更がないか必ず確認してください。  
体制に変更がなくても、看護体制加算や夜勤職員配置加算等は定員に応じて単位数が異なるため、介護報酬の請求の際は注意してください。

- 介護給付費算定届連絡先
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- 該当する体制、加算に係る添付書類

**【介護保険法】 併設型（介護予防）短期入所生活介護事業所の変更届 必要書類**

※ 併設型（介護予防）短期入所生活介護事業所の居室を特別養護老人ホームの居室に変更した場合等に必要

- 変更事項：
  - 施設の建物の構造、専用区画等
  - 運営規程
  - 入所者の定員

- 変更届出書（様式第3号）
- 付表8-2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項（本体施設が特別養護老人ホームである場合の空床利用型・併設事業所型）
- 運営規程（変更前、変更後）

<以下の書類については、介護老人福祉施設の入所定員の増加等の変更届と重複する場合は不要>

- 施設の平面図（変更前、変更後）
- 施設の部屋別施設一覧表（参考様式2-2）
  - ※居室および共同生活室（食堂・機能訓練室）については内法面積、廊下幅については、手すりから手すりの内法幅を記載のこと
- 施設の設備等に係る一覧表（変更部分のみで可）（参考様式3）
- 施設・事業所の組織図（人員配置図）
  - ※同一敷地内の施設・事業所を含むこと
- 従業者（管理者含む）の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
  - ※参考様式1とは別に、各従業者の勤務時間帯がわかる勤務体制表を添付のこと